鹿児島イノベーションセンター分析施設利用規則

平成２３年３月２４日

（趣旨）

第１条　この規則は、鹿児島イノベーションセンター規則第８条の規定に基づき、国立大学法人鹿児島大学（以下「鹿児島大学」という。）の敷地内に設置する鹿児島イノベーションセンター分析施設（以下「分析施設」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

（利用者の資格）

第２条　分析施設を利用できる者は、事前に分析施設の利用者として登録され、分析施設に設置される機器（以下「分析機器」という。）の使用方法等に関して講習を受けた者とする。

（利用者の登録）

第３条　分析施設の利用者の登録は、鹿児島イノベーションセンター事務局（以下「事務局」という。）において行う。

２　前項の登録の有効期間は、登録者が抹消を申し出るまでとする。

（利用料金）

第４条　分析施設の利用料金（以下「利用料金」という。）は、別表に定める。

２　事務局は、利用者に利用料金を原則として、利用月の翌月に一括して請求する。

（利用料金の支払い方法）

第５条　利用料金の支払い方法は、事務局が発行した請求書に従い、指定銀行口座に振り込むものとする。

（分析施設の利用）

第６条　分析施設を利用しようとする者は、事務局へ利用予約を行わなければならない。

２　前項の利用予約は、原則として、利用日の１か月前から２日前まで受け付けるものとする。

３　分析施設の利用を変更し、又は中止する場合は、利用予定日の前日までに事務局に申し出なければならない。

４　利用予定日に分析施設を使用できなくなった場合又は使用しなかった場合は、その旨を事務局に報告しなければならない。

５　前２項の規定に従わなかった場合には、予約した使用時間分の利用料金を徴収することがある。
６　分析施設を利用できるのは、原則として、平日(休日以外の日をいい、「休日」とは、鹿児島大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(平成16年規則第57号)第13条に規定する休日をいう。)の９時から１７時１５分までの間とする。
７　分析機器ごとに使用簿を置き、利用者は、使用後必ず必要事項を記入しなければならない。

(分析機器の維持管理)
第７条　分析機器は、鹿児島大学が責任を持って維持管理するものとする。
２　新規分析機器の登録及び分析機器の登録抹消は、鹿児島イノベーションセンター運営委員会(以下「運営委員会」という。)で審議の上、決定し、鹿児島大学へ通知するものとする。
３　分析機器に故障、異常等が認められたときは、事務局及び分析機器の維持管理担当者は、速やかにその原因を調べ、適切な処置を講ずるものとする。

(分析機器の操作)
第８条　分析機器の操作は、分析機器の維持管理担当者が認めた者のみが行うことができる。
２　分析機器の操作に際しては、取扱説明書及び使用マニュアルに記載されている注意事項を遵守するとともに、分析機器の維持管理担当者の指示に従わなければならない。
３　分析機器に故障、異常等が認められたときは、直ちに操作を停止し、その内容を使用簿に記載するとともに、速やかに事務局職員及び分析機器の維持管理担当者に報告しなければならない。

(利用者の責務)
第９条　利用者は、次に掲げる事項に留意しなければならない。
(1)　人体に有害又は実験室、機器等を汚染するような危険な物質の分析は行ってはならない。
(2)　放射性物質の分析は行ってはならない。
(3)　分析機器を故意又は取扱指導以外の操作を行って破損又は故障させた場合は、鹿児島イノベーションセンター長、事務局職員及び利用者の間で協議の上、利用者が修理等の負担を負うことがある。
(4)　分析施設で分析した結果を基に各種論文の執筆、学会発表等を行ったときは、鹿児島イノベーションセンターが行う実績調査等に協力するものとする。

（事務）

第10条　分析施設に関する事務は、鹿児島大学研究国際部研究協力課において処理する。

（雑則）

第11条　この規則に定めるもののほか、分析施設利用に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

附　則

この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

別表（第 4 条関係）

鹿児島イノベーションセンター分析機器利用料金

(単位:円)

No.	装置名		単価		備考
1	ガスクロマトグラフ質量分析計		1,350	／時間	
	(硫黄化合物検出器使用時)		130	／時間	
	(低沸点香り成分濃縮装置使用時)		190	／時間	
	(高沸点香り成分濃縮装置使用時)		110	／時間	
2	液体クロマトグラフ質量分析装置		850	／時間	
3	味認識装置		300	／時間	測定容器　30 円／個
	(センサープローブ)	旨味センサー使用時	160	／ｻﾝﾌﾟﾙ	※使用者が準備する場合は不要
		塩味センサー使用時	160	／ｻﾝﾌﾟﾙ	
		酸味センサー使用時	160	／ｻﾝﾌﾟﾙ	
		苦味センサー使用時	160	／ｻﾝﾌﾟﾙ	
		渋味センサー使用時	160	／ｻﾝﾌﾟﾙ	
		甘味センサー使用時	230	／ｻﾝﾌﾟﾙ	
4	分子間相互作用解析装置		5,000 2,000	初期使用料（準備を含め 24 時間） 以降　24 時間毎	4 日以上連続で使用する場合は、4 日目は初期使用料が発生するものとする。

※消耗品は全て利用者負担